

社団法人日本物理学会
キャリア支援センター規則
第 485 回理事会(2007 年 6 月 11 日)制定
第 495 回理事会(2008 年 3 月 8 日)一部変更
第 512 回理事会(2009 年 8 月 21 日)一部変更

(設 置)

第 1 条 日本物理学会(以下、本会という)は理事会の下にキャリア支援センター(以下、本センターという)をおく。

(目的 および 活動)

第 2 条 本センターは文部科学省の平成 19 年度「科学技術関係人材のキャリアパス多様化促進事業」に応募して採択された計画「物理学の資質を持つ人材活用のためのキャリアパス開発全国展開」に基づく事業(以下本事業という)を遂行するため以下の活動を行う。

- 1) 知的人材の資質と能力等の情報データベース・情報ステーションの構築
- 2) 知的人材が活躍可能な場の調査・開拓
- 3) 知的人材活用の社会的必要性の啓蒙活動
- 4) その他, 知的人材の活用に資する活動

(期 限)

第 3 条 本センターの設置期限は平成 22 年 3 月 31 日までとする。

(運営会議)

第 4 条 第本センターにキャリア支援センター運営会議(以下、本運営会議という)をおく。

2. 本運営会議は理事会の委嘱を受けて、本事業遂行のために必要とされる本センターの基本的運営方針を定める。
3. 本運営会議議員は理事会の推薦に基づき会長が委嘱する。
4. 本運営会議議員の過半数は理事または理事経験者でなければならない。運営会議議長はセンター長がこれをつとめるものとし、同副議長は議員間の互選とする。

(組 織)

第 5 条 本センターにはセンター長および副センター長各 1 名、プロジェクト統括、プロジェクトマネージャー、調査員、および事務職員(これらを以下、本センター職員という)をおく。

2. センターには活動に協力するコメンテーターをおくことができる。
3. センター長は理事会がこれを指名する。副センター長はセンター長の推薦に基づき会長が理事会の議決を経て委嘱する。

(職員の採用)

第 6 条 プロジェクト統括、プロジェクトマネージャー、調査員および事務職員は運営会議の推薦に基づき本会がその規則に従って臨時職員としてこれを雇用する。

(会 計)

第7条 本センターに関する会計は特別会計として本会事務局が設置する。

(任 期)

第8条 センター長、副センター長および本運営会議議員の任期は1年(9月1日から翌年の8月末日まで)とし重任することができる。

2. 本センター職員の任期は本会規則に従った雇用契約により決定され、本センターの設置期限をもって終了する。

(運 営)

第9条 センター長は、本運営会議が定める基本的運営方針に従って本センターの活動を統括し、その活動結果に対して責任を負う。

2. 副センター長はセンター長を補佐し、センター長に事故ある時はその職務を代行する。
3. プロジェクト統括はセンター長の指揮の下に事業計画を実行する。
4. プロジェクトマネージャーはセンター長の指揮のもとに、プロジェクト統括に協力して事業計画を実行する。
5. 調査員および事務職員はプロジェクト統括およびプロジェクトマネージャーの指揮の下に職務を遂行する。

(必要事項の決定)

第10条 本規定に定める外の本センターの運営に関する必要事項は理事会において定めるものとする。

(規則の変更)

第11条 本規則は理事会の承認を得て変更することができる。

(付 則)

- 1)本規則は2007年7月1日から施行し、2007年4月1日から遡って適用する。
- 2)2007年度前半の委員の任期は2007年4月1日から2007年8月末日までとする。